

福井県

福井県動物愛護管理推進計画（仮称）の策定に関する 県民パブリックコメントの意見募集の結果

平成20年2月21日

福井県健康福祉部

食品安全・衛生課

今回、「福井県動物愛護管理推進計画（仮称）」の策定について、県民の皆様からご意見を募集したところ、次のようなご意見をいただきました。

ご意見をお寄せいただきました皆様にお礼申し上げます。

なお、公表にあたり、取りまとめの都合上、ご意見を案件ごとに適宜集約させていただきました。

今後とも、いただきましたご意見を参考にしながら、「福井県動物愛護管理推進計画（仮称）」の策定を進めていきたいと考えております

1 募集期間 平成20年1月18日（金）～1月31日（木）

2 意見件数（意見提出者数）

県内在住の方からのご意見 33件（12名：個人・団体）

3 提出されたご意見の概要およびご意見に対する県の考え方

別紙1のとおり

4 その他

（参考）県外の方から寄せられた代表的なご意見の概要

別紙2のとおり

5 問い合わせ

福井県健康福祉部 食品安全・衛生課食品安全グループ

電話番号 0776-20-0354

ファックス 0776-20-0643

e-mail shokuei@pref.fukui.lg.jp

提出されたご意見に対する福井県の考え方

【 動物の適正な飼養の推進】

意見の概要		意見に対する考え方
1	飼い主の最低限のモラル・責任として終生飼育を、不妊手術の徹底を県民に啓蒙及び指導すること。	「 動物愛護の推進 」に記載しています。
2	飼い主に対し、動物の避妊・去勢手術費用の助成をすること。	動物の避妊・去勢手術等繁殖の制限は、原則として飼い主の責務であると考えています。
3	犬の繁殖・販売業者にも登録、狂犬病予防注射の周知徹底を図ること。	業者に対する監視指導や動物取扱責任者研修のなどにおいて、適正な知識の向上を図ります。
4	動物取扱業者への立入は、半年に1回程度の頻度で行なうべき。	施策の参考とさせていただきます。
5	動物取扱業者への立入は、月に1回とするべき。	
6	動愛法違反疑いについての通報が寄せられた場合、当該動物取扱業者を速やかに調査すること。	今後とも指導を徹底していきます。
7	動物取扱業者登録名簿をホームページなどで公開すること。	すでに各健康福祉センターにおいて登録簿を閲覧に供しています。
8	動物実験施設の所在地を確認すること。	「 動物の適正な飼養の推進（3）実験動物および産業動物の適正な取扱い 」に記載しています。

【 動物愛護の推進】

意見の概要		意見に対する考え方
9	譲渡された動物は不妊手術が不可能な幼齢の場合や疾患等で獣医師等の診断により止むを得ないと判断された以外は不妊処置を行う事を義務化とする。	譲渡前講習会の際に、指導していきます。
10	譲渡制度について、メディア等を利用して告知すべき。	施策の参考とさせていただきます。
11	譲渡会を日曜休日などに開催し、時間も半日程度とすること。また、イメージアップも図ること。そのためには民間団体と協力すること。	

意見の概要		意見に対する考え方
12	センター等での収容動物の扱いは最低限健康状態を維持できるように配慮すること。	「 動物愛護の推進（1）譲渡体制の整備」に記載しています。
13	成犬や成ねこの譲渡を促進すること。	計画のとおり施策の実施を図ります。
14	動物収容施設を改善し、動物の生活環境に配慮したものにすること。	
15	動物の譲渡を目的とするボランティア団体に対する経済的な援助を行なうべき。	施策の参考とさせていただきます。
16	収容した動物の収容期間を延長すること。	法の趣旨に従いできる限り生存の機会を与えるよう努めます。
17	動物愛護の自己診断シートは、愛護意識を向上する上でいい機会になると思う。	
18	動物愛護ダイヤルは非常に分かりやすく、いい案である。	計画のとおり施策の実施を図ります。
19	地域ねこ活動を推進すべき。	
20	地域ねこ活動のガイドラインを作成すること。	今後の検討課題として、継続して検討させていただきます。
21	飼い主不明猫の不妊去勢手術助成金制度を推進すること。	飼いねこの適正な飼養管理を徹底することで、飼い主不明の野外ねこの増加を抑制できると考えています。
22	県独自の啓発普及活動を推進すること。	「 動物愛護の推進（4）動物愛護の普及啓発」に記載しています。
23	広報などを通じた不妊去勢の徹底を図るべき。	
24	法第44条（動物遺棄の罰則規定）の周知徹底をすべき。	「 動物愛護の推進（4）動物愛護の普及啓発」に記載しています。
25	法や条例についてもっと周知徹底すべき。	
26	動物愛護管理の業務をどこが行なうのか明確にすべき。また、市町ではどこが担当課になるのかも明確にすべき。	「 動物愛護の推進（4）動物愛護の普及啓発」に記載しています。
27	保健所等に引き取られた動物の実情を教え、可哀そうという学びも重要である。	学校飼育動物でいのちの大切さを教えていくことが大事であると考えています。

【 地域の動物愛護管理モラルの向上】

意見の概要		意見に対する考え方
28	動物愛護推進員の委嘱を推進すべき。	本県では、その役割を地域でのリーダーが担うことにより、地域における動物愛護管理モラルの向上を目指すこととしてあります。

【 動物の癒しの力の活用】

意見の概要		意見に対する考え方
29	ボランティア団体等の意見を聞く会などの場を月に1回程度開催すべき。	今後の施策の参考とさせていただきます。

【その他】

意見の概要		意見に対する考え方
30	行政に引き取られた動物の殺処分は、獣医師の判断で回復の見込みが無く、痛み等の苦痛で苦しんでいる個体以外は譲渡返還目標を100%とし、上記に述べた以外の動物は今回の10カ年計画での最終目標を0とするべき。	この計画で示した「殺処分数 1,000 頭以下」は現在の処分数の約半数であり、決して低い水準の目標ではないと考えています。
31	殺処分数を 500 頭以下とするべき。	
32	過密多頭飼育を規制すること。	すでに県条例の中で、飼い主の遵守事項として規定しています。
33	行政やボランティア等の役割を明確にすべき。	関係者の役割につきましては、別途記載する予定です。

(参考) 県外の方から寄せられた代表的なご意見の概要

35件(129名:個人・団体)

【 動物の適正な飼養の推進】

意見の概要	
1	優良飼い主養成講座の開催はすばらしいので、ぜひ推進すべき。
2	動物取扱業から出荷されるすべての動物にマイクロチップ装着を義務付けること。
3	動物を繁殖させ売買をする場合は個人でも動物取扱業の最低限でも登録、許可を必要とするこ と。また、使用する動物に関して制限を設けること。
4	愛護センター等の行政の引き取り時には、すべて有料制にし、動物取り扱い業者からの引き取り を行う場合、一般市民の引き取りの金額よりも多額に設定すること。
5	販売者が購入者に対し、購入後の相談等フォローアップするような体制をつくるべき。
6	購入者負担でマイクロチップの装着を義務付けるべき。
7	動愛法違反疑いについての通報が寄せられた場合、当該動物取扱業者を速やかに調査すること。
8	処分対象となった犬、ねこを実験動物として扱下げしないこと。
9	動物実験は必要最小限とし、苦痛を伴うものは禁止すべきである。これに違反したものの氏名・ 機関名公表と罰則規定を策定すべき。 また、動物実験を行っている研究機関は、その内容、必要性、動物の種類、頭数、実験後の処遇 を明記したうえで公表すべき。

【 動物愛護の推進】

意見の概要	
10	保健所での譲渡会の促進を図るとともに、動物の飼養に係る相談窓口を設けること。
11	県と市町の連携を強化すること。
12	動物に関する様々な相談に答えられる連絡先を公開すること。
13	推進体制に警察も加えること。
14	虐待について定義し、何が虐待なのか明確にするべき。
15	動物の生存機会を拡大するために譲渡体制を整備することは、すばらしい案だと思う。
16	保健所・愛護センターでの譲渡をする場合、動物の習性や食費は無論、疾患、ワクチン等での治 療費等金銭的な負担の説明を記載した譲渡マニュアルを製作し、飼養希望者は動物の飼育が適切 にできる事を環境、健康面、経済面、年齢等を考慮し審査され、飼養前の講習、徹底した説明、 指導を受けた後での譲渡とすること。

意見の概要	
17	譲渡後も追跡調査を行い、不妊処置の確認と飼育環境の確認をすること。譲受人、その他動物の飼養者からの飼育に関する相談を受け、必要時は愛護推進委員やボランティアの紹介等する事。一般家庭での里親募集に関しても相談を受け付け、マニュアルに沿った譲渡を指導すること。
18	付加価値の検討にマイクロチップのほか、不妊去勢手術も検討に加えるべき。
19	「(2) 動物愛護推進体制の整備」に「遺棄の対策」を追加すべき。
20	引き取った動物の掲示・抑留期限は最低4週間とすること。また、譲渡の可能性の高い個体については無期限とすること。
21	幼年世代からの動物愛護意識を醸成するのはすばらしい案だと思う。
22	学校飼育動物は普及すべきではない。
23	学校で飼育されている動物の繁殖防止措置を講じること。

【 地域の動物愛護管理モラルの向上】

意見の概要	
24	ウンチクリーンアップ大作戦はいいことだと思う。
25	災害時、緊急に動物の避難などを行わなければいけない時、警察はボランティアや動物愛護団体等との連携をとり動物の一時避難等を行う。その為には、警察への動物愛護管理法に沿った知識の向上を図り、ボランティアや動物愛護団体等との協力体制を築き強化すること。

【 動物の癒しの力の活用】

意見の概要	
26	保健所・愛護センター等に引き取られた犬・猫の取扱において、一般飼養者への譲渡と共に、このようなアニマルセラピーに適した動物の選別を行うようにすること。
27	飼い主が高齢や病弱などで、動物の世話が困難となり周囲に著しい迷惑をかけると判断されるほどの多頭飼育者の場合は、適切な数に調整するためにボランティア等によって新しい飼い主を探すために保護を依頼すること。
28	今後高齢飼い主が増加することが懸念されるが、地域で見守るこの活動は全国でも例を見ない画期的なものである。動物の飼育に限らず高齢者に対しても見守る体制ができるることはすばらしいと思う。

【その他】

意見の概要	
29	保健所・愛護センター収容動物に関する記録と、施設収容の動物死体に関する記録について、その収容場所、収容月日、動物の種類、収容時の状況、動物の写真、動物の状態や特徴を可能な限り詳細に記録・保存し、問い合わせ時に速やかに正しい情報を提供できるようにする事。犬猫以外の動物や負傷動物も掲示方法を同じとし、飼い主が探しやすいようなシステムとする。これらの記録は最低一年は保存する事とする。掲示の方法はインターネットのみに限らず、「県政だより」等の地元の行政広報誌、新聞、ラジオ局、テレビ局等のメディアとも連携を図り、収容動物の返還・譲渡を目的とした掲示法を入れること。
30	動物の殺処分方法は即刻、個体ごとの麻酔薬による安楽死に移行するべき。
31	施設に持ち込む飼い主には、持ち込みに至るまでの詳細、理由と名前の記入を義務付け、殺処分の映像または実際の処分現場を見せる事とすること。
32	持ち込み又は依頼した場合は、動物病院で安楽死（譲渡時の諸検査）と同等の持ち込み料、依頼料を徴収し、飼育費用代金や治療を要するものも別途に追加徴収することとし、それを収容動物のケアやその他かかる費用に当てるここと。
33	引き取り動物は殺処分ではなく譲渡することを目標にしていく事から、厳しい基準を設けて持ち込ませること。
34	多頭飼育している場所を各市町で把握し、頭数だけで多頭飼い飼育者やボランティアが一般から迫害されないよう、多頭飼育者の生活を守り、同時に不適切な多頭飼育者による被害から近隣住民の生活を守るために、適切な監督、助言、規制を行い、多頭飼い崩壊や近隣トラブルを未然に防ぐこと。
35	金銭面や健康面以外の身勝手な理由で指導を聞かず迷惑行為を繰り返す者へは罰金、動物の所有権剥奪などの措置をとること。